

議事要旨(2) IFRS第9号の適用日延期（公開草案）について

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）より、審議事項(2)-1に基づき、本年8月5日にIASBより公表されたIFRS第9号「金融商品」の強制適用日を延期する公開草案について説明がなされた後、鶯地IASB理事より、IASBでの審議内容の補足的説明がなされた。

説明の後、委員等からの主な発言及び事務局等からの説明は以下のようなものであった。

- ある委員から、今回の公開草案へのコメントの検討にあたっては、すでに完了しているIASBの意見募集「発効日と移行方法」に対するASBJのコメントの内容を十分意識する必要がある旨の意見があった。また、別のある委員からは、当時のASBJのコメントはIASBの基準開発が計画通りに進行することを前提としたものではないかとの質問があった。これに対して、事務局からは、そのコメントの内容及び前提について、十分考慮し、専門委員会での検討を踏まえて、今後、意見形成をしていきたい旨の回答がなされた。
- ある委員から、意見募集に対するASBJのコメントでは、企業が円滑にIFRSを適用できるという観点も踏まえ段階的アプローチを推奨したが、もしIFRS第9号の強制適用が2015年に延期された場合、他の開発中の基準の多くと一斉に強制適用となる可能性も考慮すべきという意見が出された。
- ある委員から、強制適用の開始を2015年1月1日以降開始する事業年度とする理由について質問があった。また、保険やマクロヘッジなどの基準化のターゲット時期が公表されていない中で、強制適用の開始日の是非を判断するのは難しいのではないかとの意見があった。これに対し、鶯地IASB理事からは、公開草案における延期後の強制適用の開始日については、他の基準の開発のタイミングとの整合性に懸念が残るといった意見があった一方、任意適用の期間をできるだけ短くするべきであるとの意見がある中で、決定された日付である旨の回答がなされた。これに関連して、ある委員から、今回の提案は、関連する他の基準を同時に適用できるまで延期するという趣旨なのかとの質問があった。これに対して、鶯地IASB理事からは、もともと、フェーズドアプローチへの危惧への対応として関連する他の基準との同時適用を目指しており、そのために強制適用日を延期する可能性もIFRS第9号にも記述されている旨の回答がなされた。
- ある委員から、公開草案には、強制適用の開始日を延期しても早期適用会社を落胆させないようにするとの文言があるが、具体的にはどのような措置が議論されていたのかとの質問があった。これに対して、鶯地IASB理事からは、具体的な議論はないが、強制適用の開始日を延期しても、早期適用会社及びIFRS第9号導入準備会社が不利益を被らないように配慮することを想定していると思われる旨の回答がなされた。

以 上